

戸籍の窓口から

第二回 住民票の疑問

住民票の写しには

何が記載されていますか

住民票の写しには住所、氏名、生年月日、性別、阿久比町民になった日、前の住所などが記載されています。希望すれば世帯主や続柄、本籍地、筆頭者を表示することもできます。ただしこの四つの項目に限り、本人が同居している親族の方以外からの請求には委任状が必要です。町内で住所変更している方は、その履歴を表示することが可能です。住民票の写しは住所と家族関係の証明ですので、一枚に同じ世帯の家族全員を表示することができます。必要な方一人だけ、または数人を選んで一枚に表示することもできますので窓口で相談してください。

住民票の写しは

どこで取得できますか

役場の住民福祉課窓口です。一通二百円です。土曜・日曜日、祝日など役場の閉庁時間は取得できません。

本人が同居している家族なら、阿久比町以外の役所でも住民票の写しを取得できます。本籍の表示はできませんので気を付けてください。

このほか郵便で取り寄せる方法もあります。代理を頼めない場合などに利用してください。詳しくは戸籍住民係に尋ねてください。

住民票の写しに

有効期限はありますか

内容に変更がない限り、住民票の写しに有効期限はありません。

戸籍、印鑑証明に同じように提出先によっては、「三カ月以内のもの」など期限を設けていることがあります。注意してください。

世帯主とは何ですか

世帯主とは一つの住民票に記載されている世帯の代表者です。一般的には主に生計を立てている人で、社会通念上妥当と認められる人ということになっています。

一つの家に二つの家族が暮らす場合は世帯を二つにして、それぞれの世帯に世帯主を設けることができます。世帯番号もそれぞれにつきます。二つの世帯を一つにすることも可能です。

問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111 (内225・224)

人権擁護委員に大村肇子さん

一月一日付けで、大村肇子さんが法務省から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵されることがないように、全国の市町村に配置され、いつでも皆さんからの意見や相談を受け付けます。

連絡先

阿久比町大字福住字松本五八 ☎(48)0566

検察審査員に選ばれたら 協力をしてください

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれないといった不満を持っている方は、検察審査会に相談してください。

検察審査会は、国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員によって構成され、皆さんの代表として、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴といいます。)の当否について審査します。

相談や申し立てについての費用は無料で、秘密は固く守られます。

あなたも検察審査員に選ばれるかもしれません。その時には、国民の代表としてこの仕事に協力をお願いします。

問い合わせ先
半田検察審査会事務局
☎(21)0259 (内120)

臨時休館のお知らせ

東部知多温水プールを次のとおり臨時休館します。

臨時休館日
2月13日(月)~ 2月20日(月)

休館理由
東部知多クリーンセンター整備期間のため
問い合わせ先
東部知多クリーンセンター
☎0562(44)0271